藤枝市長　北　村　正　平　様

2023年　11月　17日

2024年度予算編成に対する要望書

　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　石井　みちはる

　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　さとう　まりこ

**コロナ禍で明らかになった地方自治重要性と、**

**人権尊重こそが市民の幸せを実現するカギであること**

　日本は先進国で唯一成長しない国、給料の上がらない国であり、この失われた30年の原因は自民党政治にあることは明らかである。本市でも人口減少が始まり、年間出生数は８００人を切り往時の三分の一となった。このような社会の衰退を食い止め、貧困や生活苦から市民を守り、希望ある未来を作るために、地方自治体の在り方が問われている。

本市では、教育や保育、国保税や介護保険料などの福祉の分野において、必要であると認めながら国が責任を持つべきとして市は対応を回避してきた。しかし、現在の格差と貧困、地域社会の崩壊は国が作り出してきたものであり、その国に対応を求めることは市民を虎口に置き去りにしているも同然である。国と地方は対等であり、本市が本気で市民のための市策を独自に展開することは可能である。国の行動を待つのではなく、地方から一人残さず市民を幸せにすることを国に示していただきたい。

施政方針で示された「次代を担う人づくりを市政の柱に据え重点化を図る」ために、藤枝市の未来である子ども若者にたいする支援をさらに拡充し、市政の中心に据えていくことを強く要望する。一方で、子育て・若者支援だけで少子化を止めることはできない。女性、高齢者、ＬＧＢＴなどのマイノリティ、シングル、疾病、障害などどんな状況であっても安心して生きていける基盤が整ってこそ、若い世代が子どもを産み育てようと考えられる社会となる。日本国憲法に謳われる、人権尊重、地方自治法の住民の福祉の増進を実行し、社会に安心を取り戻していくことが必要である。

　本要望書は、前述した考えを軸に我々が具体的に何を市政に望んでいるか職員のみなさんに伝えるために、詳細にまとめたものである。ご一読いただき、今後の市政運営に活かすことを望むものである。

《総務部・危機管理関係》

１　市民サービスの担い手である職員を大切にする行政を

地方自治体が担う仕事は増えているが、それに比して職員が増えないため外部委託が増大している。加えて正規職員の非正規への置き換えもすすみ、本市の非正規率は49.6％と異常な高さとなっている。人件費は安くなっているが、物件費は増大している。また、安上がり分をはるかに超える経験や知識の損失というマイナス面を見る必要がある。

　総務省の類似団体比較表によれば、令和４年４月１日現在、上下水道等を除いた普通会計職員数は696名、教育部等を除いた一般行政職員数は587名であり、それぞれ全国の比較で２番目に少ない数である。また人口1000人当たりの職員数は、平均6.54人中、4.72人（令和3年類似団体比較表）である。

　かつて本市は少数精鋭主義に走り、毎年職員を削減してきたが、平成29年からこの方針と訣別、順次拡大し、本年度は8名増の778名（病院を除く）となっているが、まだまだ現場の職員数は不足していると考えられる。

　また、来年度より実施される定年延長制度に伴い、本来退職し職員数にカウントされない短期再任用職員が正規職員数にカウントされる事となるが、数値の上積み以上に新規採用数を常に拡大していく方針を取る事が肝要である。

（１）　現業職員（正規）の新規雇用と専門職の育成を

現業部門職員は、国の方針を受け入れて平成１７年度から新規雇用を停止しており、このことが市立病院患者給食民営化の遠因となったように、このままいくと現業職員が次々と定年を迎えて、給食業務、保育士、学校用務員、ごみ収集、公園整備、道路補修、水道、下水道、病院助手など正規の現業職員がいなくなり民間委託となりかねない。だが、これらの職種はいまや民間においても人手不足が深刻化しており、担い手不足でサービスが停止する可能性もある。

市長はこのようにはしないと答弁（平成２８年６月定例会、大石信生・一般質問）しているが、そのために現業正規職員の採用を開始していただきたい。技術系と併せ文化系職員の採用も重視されたい。

人事配置については、３年程度で機械的に移動させることを改め、専門職の育成を重視すべきである。また、年功序列の慣習の従うのではなく、能力意欲のある若手を管理職登用するなど、弾力性を持たせていくことを検討されたい。

（２）会計年度任用職員の待遇改善を

会計年度任用職員の平均賃金は正規職員の二分の一から三分の一しかなく、大幅な待遇改善が必要である。また、安心して働くことができるように、任用の更新回数を原則二回とする、実態に合わない条件はなくすべきである。

保育士や学童保育指導員、図書館司書、市民生活相談員をはじめ、恒常的、専門的業務は正規職員として雇用することが市民サービスの向上のために必要である。会計年度任用職員は、一時的・臨時的業務に従事する場合に限定し、きちんと人を雇うことを行政から実践していかなければならない。

２　狂乱台風、迫りくる巨大地震への対応

　近年の気候変動による巨大台風と局地的豪雨、また南海トラフ巨大地震への備えは、危機管理の重大な課題である。長年の自民党農政による農業破壊、山林の荒廃、また合併による山間部の疲弊が重なって、日本列島は、災害に弱い国になってしまった。

市は水害ハザードマップの想定を、これまでの50年に１回・時間/91ミリから、千年に１回・24時間/700ミリに変更したが、対策は不十分であった。

昨年の台風15号被害で明らかになった課題により、ごみの集積場所や避難所の早期開設などが取り組まれていることを評価するが対策はまだ十分とは言えない。

あらゆる分野の被害想定や工事の設計基準を大幅に見直し、小河川の改修や電源の埋設など細かいところまで災害に強いまちづくりを目指さなければならない。危機管理センターを中心にして、職員の体制強化をはかりこの困難な課題に立ち向かうよう力を尽くされたい。

地域での防災訓練は地震に対する訓練だが、今回の台風被害からしても発生頻度からしても水害での避難訓練も必要である。自治会等地域の防災倉庫や防災用品が水害に対応できているかも確認が必要である。

３　ハザードマップの活用と歴史から学ぶ対策

ハザードマップのほかに、地震による液状化と山崩れのハザードマップがある。ハザードマップの精度を高めつつ、被害想定と対応について住民の中での話し合いを巻き起こすことが重要になっている。

　同時に過去に実際に起こった災害の歴史を、現在に生かす努力も重要である。古文書にある液状化などの記録を住民に周知されたい。歴史書「駿河記」には１４９８年の明応地震で津波による死者２万６千人、津波は瀬戸川を遡り田中に達したとある。県は藤枝市に津波は来ないとしているが、歴史から学ぶことを怠ってはならない。

４　浜岡原発永久停止、原発ゼロへ

浜岡原発は、巨大地震の震源域の真上に建つ世界一危険な巨大原発である。使用済み核燃料の処分もできないままである。浜岡原発の再稼働は、絶対に許してはならない。

藤枝市民にとっての最大の危機管理である浜岡原発問題に、市がさらに真摯に向き合うことを求める。市は、東海原発のように、ＵＰＺ圏12自治体の合意を再稼働の条件とする協定をめざし引き続き努力されたい。

関西電力で明るみに出た原発利権の闇はあまりに深く、福島第１原発の事故処理や全国の原発再稼働のための安全対策費も膨れ上がり、これらが電気料金に上乗せされている。原発ゼロへの転換は、安全上だけでなく経済上においても待ったなしである。

５　原子力災害広域避難計画と市民周知

国の指示によって、ＵＰＺ圏内自治体には原子力災害広域避難計画が策定されたが、「避難先である神奈川・埼玉県へ自家用車で避難する。市民は牧之原、御前崎の市民の避難が完了するまで自宅退避」など、内容は「絵空事」である。ＵＰＺ３１キロ圏に住む８３万人の実効性ある避難~~計画~~は不可能である。この避難計画に基づく訓練を実施し、全戸にパンフレットを配布することで、計画の実用化を進めることとなるが、これをもって安全が確保されたとして原発再稼働の世論に与することがあってはならない。再稼働と計画＆訓練は明確に区別することを求める。

６　安定ヨウ素剤の家庭、子ども関連施設への配布を

原発停止中や、使用済み核燃料の保管のみであっても冷却機能の消失等の事故によって放射能漏出の可能性がある。事故が起きた後に安定ヨウ素剤を配布するのでは、無用な被曝と混乱を招く。安定ヨウ素剤は事前に子育て世帯・小中学校・就学前施設等へ配布すべきである。市は各家庭での管理状況を懸念しているが、家庭において他の薬剤等は現に所持し管理されていること、被曝前に服用しなければ効果が薄いことを考慮して配布を進めるべきである。

７　「非核・平和事業」の更なる推進

ウクライナ戦争は泥沼化し核戦争への恐怖が世界に暗い影を落としている。イスラエル・ガザ紛争で多くの市民の命が奪われている。平和の取り組みの強化が求められている。

（１）毎年「市戦没者追悼式・平和祈念式典」において、広島（長崎）の平和記念式典に派遣された中学校代表の感想発表があるが、そこでは全員が原爆記念館の展示にふれて強い衝撃を受け、平和の尊さと核兵器廃絶の大切さが分かったと述べている。「戦争の真実」を伝えること、ここに平和教育の原点がある。市はパネル等を豊富にそろえ、学校や公共施設などへの展示を含めて、平和のために多くの人が取り組んでいることを市民に伝え、市として平和教育の取り組みを強められたい。

（２）戦争と平和に関する資料の保存

戦争と平和に関する資料の収集の努力を強めること。高齢で所有が困難になっている市民の資料を市が引き受け、それらの常設展示や活用をめざすこと。

（３）市内の平和４団体への支援

「平和市長会」に参加している市にふさわしく事業の拡大と事業費の増額をはかること。

市民団体が毎年夏に行っている平和展は悲惨な戦争を二度と起こさないために、高校生や若者が参加して取り組まれている重要なイベントであるが、毎年会場の確保に苦労している。非核平和都市宣言をしている本市が平和への主体的な意思を示す機会として、確実な会場の確保を図られたい。

８　公文書管理と情報公開について

藤枝市文書取扱規程（昭和50年訓令第3号）の一部改正が行われた。これは、平成３０年３月２９日付藤枝市情報公開審査会答申書で、病院患者給食に係るヒアリング記録文書不存在問題に関して、「ヒアリングの経過を課内で供覧された公文書により確認できないことは遺憾であり、今後はヒアリング記録の協議録などにより適切に保存するよう努められたい」という審査会の意見が出されたことを踏まえたものと思われる。しかし、その改正内容には、必ずしも適切だとは言えないものもあるので、さらに広く市民的な検討、検証をされたい。

また、情報公開審査会答申書の保存期間が１０年として取り扱われていることは、まことに不可解である。公文書の保存期間区分の基準についても、検討を深められたい。

９　個人情報保護の観点の後退を許さない取組

　本市が策定している個人情報保護条例は、市民のプライバシーに深く関わる個人情報を基本的に保護する立場から、オンライン結合の制限、本人から直接収集するなどの制限、目的外使用提供の制限など、具体的に定められている。、この立場での運用を徹底し、秘匿度の高い個人情報を提供しないこと。

10　市民に感染症に必要な情報提供を

　2類から5類になった事で、これまで市民に提供されてきたコロナ関連の情報のほとんどが公表されなくなった。感染症法の位置づけが下がったからと言って、コロナが終息したわけではなく、夏場の第9波の流行、冬場にかけての再流行も十分あり得る。

　必要な情報を市民に提供し、行政が施策を講じてこそ再流行が防げるものである。何ら情報の提供を受けない市民は、感染を防ぐべく手段を講じる事が出来ず、感染しても保健所等からの指示などもないまま自然治癒を待つばかりである。

　発熱外来による陽性者数は、全数把握を行わくなって以後もほぼ市町村単位で把握できるはずであり、感染症を防ぐための情報は市民と共有し拡大を防ぐべきである。

11　情報公開と市民参加のまちづくり

市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠な情報公開を、あらゆる面で徹底、促進すること。

（１）市役所１階の情報コーナーは、市民を含む検討チームを立ち上げて、不十分な現状を検証し、情報・資料の更なる充実を図られたい。また、あまりにも狭いので、今の２倍以上にスペースを広げるよう検討を進められたい。

（２）ホームページの充実についても市民的な検討を常におこない、あらゆる分野の行政情報の迅速、的確な掲載に努めること。

（３）各種委員会、審議委員会の公募制を広げるとともに、女性の参加率を高めること。そのために、男女の比率をデータ化し見えるようにすること。女性をはじめとするマイノリティーの立場に置かれている側の考え方・感じ方という「すべての人にやさしい目線」を、市政の広い分野に生かすためのプロジェクトチームを検討すること。

12　地域経済循環の仕組みづくりと、入札制度の絶えざる改善・不正防止を

入札制度は、市の政策の反映と市内業者の育成のために総合評価方式をより深化させるようにされたい。たとえば議会で問題になったタブレット1万1千台、予算5億円というような官公需の場合、市内業者9者を連合させメーカーと交渉させたうえで、大手と競争させるなど地元業者に寄り添った入札の工夫をすること。不正防止には、簡易な契約においても、複数職員によるチェック体制など仕組みはしっかり実行すること。

13　職員研修に憲法の基本を

　近年職員の間で、文書管理問題で誤りがあったり、「知る権利」をないがしろにする傾向が現れたり、「表現の自由」を抑圧するような行為が相ついで起こっている。

　これは、憲法をないがしろにしている政権がつくりだした風潮の影響と思われるが、公務員が憲法に基づく民主的諸原則を踏み外したものとして軽視できない。市は、原点に返って、職員研修の柱に憲法学習をしつかり位置づけるべきではないか。

14　「小規模修繕等参加登録制度」の改善と「すぐやる」的な係の創設

担当の契約検査課は仕事が集まるところではなく、小規模事業者を育てることができる部署でもない。都市建設部に「すぐやる」的な部署を新設し、このチームが担当したらどうか。

15　旧統一協会の被害を把握し救済に努めること

解散請求がなされたが、旧統一協会は宗教を装ったカルト集団であり、霊感商法、合同結婚など、未だに多くの被害者がいる。市内でも、旧統一協会の活動は行われており潜在的な被害が推測される。被害者の救済を積極的に進められたい。

《企画創生部・財政経営部関係》

16　「命の水」が失われる危機、リニア問題にどう立ち向かうか

リニア中央新幹線・南アルプスルートは、７つの難問［すなわち①水涸れ、②膨大な残土、③乗客の安全確保、④ずさんなアセスと環境破壊、⑤ウラン・重金属鉱脈、⑥住民立ち退き、⑦難工事と採算性］に直面し、住民の運動が広がる中で行き詰まっている。

とりわけ、本市にとって『いのちの水』は、『一滴たりとも譲れない(川勝知事)』重大問題である。そして水問題の核心は、トンネル工事によって大井川の水が毎秒2.56トン減少するということに止まらない。最悪の場合、大井川が河原砂漠になる可能性があるという地質学からの問題提起が最も重要な点である。「水循環基本法」は、地表の水と地下水は貴重な国民の財産と規定しており、流域住民の了解なしに水は使えないのである。

リニアを巡って、県知事に対し、他市県の知事、静岡県議会、国土交通省、一部大手メディアなどが、「川勝いじめ」と言っても過言ではないほどの様相を施している。

　本市にとっても、命の水である大井川の源流部に長大なトンネルを掘れば豊富な地下水への影響は必至であり、科学的根拠を持たず水は確保するとしているJR東海の言い分に対し、一貫してトンネル掘削を認めない知事の姿勢は大いに評価すべきである。

　流域自治体としての本市は、特に水の専門家でもある市長の立場からも、四面楚歌ともいえる知事の側に立つべきである。

　今後、JR東海や国土交通省から、様々な切り崩し的なアプローチがあろうとも、本市の酒造や製薬会社等への影響は計り知れないものがあり、トンネル工事を認めるべきではない。

　また、リニア開通によって、更に都市部へ人口が流出する事、電力不足による浜岡原発再稼働の口実を与えかねない事、赤字必至の東海道新幹線に対し国土交通省が言うが如く現在の新幹線の本数が増えるはずがない事、など、リニアは百害あって一利ない。明確に反対の立場で臨むことも重要である。

17　地方創生について

地方創生制度創設から始まった交付金（デジタル田園都市整備交付金）は、国が交付対象メニューを作り、その多くが拠点整備型である。住民自治団体自治から反する制度であり、過度に依拠する事で住民不在の事業となり、人口減少という根本的問題の解決には程遠い。地方創生が始まって10年近くたつが、人口減も首都圏への人口流出も解決すらせずむしろ悪化している実態を直視する事が必要である。この路線をきっぱりと断ち切り、住民の意見から出発するまちづくりを進めることこそが真の地方創生である。

18　少子化の原因を克服する人口政策を

市は「選ばれ続けるまち」をめざして、全施策を人口対策に収れんすることを重点方針としている。選ばれるまちを実現するためには政策を総合的に充実させねばならないからよい効果もあるが、市外からの流入を促す方法では、自治体間競争を激化させるだけで社会の持続的な発展は展望できない。

世帯収入と子どもの有無がはっきりと相関するように、人口減少の最大要因である少子化は子育ての経済的負担が大きすぎることの結果である。本市が力を入れるべきは、出生率を上げていくことであり、子育ての環境を整え負担を軽減する政策にこそ全力を挙げることが必要な事である。

19　市役所業務の効率化（デジタル化、スマート化）

　技術の活用は必要であるが、それに伴う更なる公務員の削減や、本来マンパワーで行うべき業務（災害対応や福祉部門など）を効率化を振りかざしてICTなどに置き換えることは行政が行うことではない。社会的基盤として築くべきことを技術に置き換えるのではなく、基盤維持した上での技術の活用を進めること。

20　デジタル自治体化が地方自治の崩壊につながらないよう取組を

　菅内閣が進めたデジタル自治体は、地方自治体が行う主要17業務を共通仕様に置き換えることで、地方独自の住民向けサービスの低下を招く危険性がある。議会答弁（令和3年6月定例会、石井通春・一般質問）通り、カスタマイズ等を行うことでサービス低下につながらないように取組を求める。

21　スーパーシティ

　コロナ禍のどさくさ紛れで拙速な審議で成立したスーパーシティ法だが、住民の個人情報が民間機関によって掌握されること、街づくりの基本とされている「事業計画立案」に住民が参加できるとは限らないなど、自治そのものが破壊されかねない。本市は前向きにとらえているが、国の公募に応じることの無いようにすること。

22　財政健全化をさらに前へ

住民サービスを後退させないで借金を減らしていく財政政策によって、平成20年最高時1033億円の借金を令和４年度末現在で669億まで縮減し（臨時財政対策債を除くと447億）、利子返済額は、利子返済額は平成20年27億円余から比べて令和４年度末4.5億円と年間約23億円の利息の節約を実現している。この路線を更に前に進められたい。

公募債の発行に市は消極的だが、市民に一定の利息を還元できること、市民の市政参加の意識を高められるという点で、活用を積極的に推進するだけの価値がある課題と考える。公募債によるさらなる借金削減を、検討すべきではないか。

23　公共施設の統廃合について

人口減を前面に出した公共施設の統廃合計画の策定が、国から自治体に義務付けられているが、本市は答弁通り（平成２９年２月定例会・石井議員・代表質問）、公共施設の面積の数値目標を設定せず、長寿命化を第一に、インフラの整備と再活用を進めること。

24　市庁舎整備は、建替えするかどうかを含めて市民的検討を

　現在の庁舎からの建替えは、築年数を考慮すれば大方の市民の理解を得られると考えられるが、修繕が可能であれば新築しないことが最も望ましい。場所の選定、駐車場、移転期間中の業務をどうするか、機能やデザインなどどんな庁舎にするか市民の多くが関心をもつ事柄であり、今後事業を進めめるにあたっては、建て替えの是非の段階から市民の意見を聞きながら進めること。

25　公的負担減免制度

不況と弱肉強食の自公政治が続くなか、格差が拡大し、商店などの営業困難も増大して、税金を払いたくても払えない市民が増えている。憲法の生存権にもとづき減免制度を改善し、これらの市民が救われるようにすることが大切である。

市民が一時的に税金を納められなくなった時は、徴収猶予の申請を勧め、適用できない時は職権型徴収猶予制度を積極的に活用すること。

コロナショック後の需要の回復や、政情不安により物価高騰は著しく市民生活への影響はより深刻となっている。コロナ禍において取り組まれた、国保税減免、市民税徴収猶予、中小企業への支援金などの減免猶予制度の多くが停止となっているが、市民の窮状救済のためにこの制度の活用をはかられたい。

課税債権の確保を理由とした差押えは、合理的な理由とならないので中止すること。また、差し押さえられた市民が本税を完済し滞納金のみの債務でも差押えを止めない姿勢は、市民の納税意欲をなくし融資を受けるなどの選択肢を狭めることになる。早急に改めるべきである。

26　面談を基本とする丁寧な税務行政

地方税法第15条による徴収猶予制度を、営業困難、生活困難にあえぐ市民が早期に活用できるよう、手続きの簡便化や親身な相談活動を進めること。収納対策には、なるべくベテラン職員を配置し、あくまでも面談によることを基本として納税者の立場に寄り添った丁寧な対応でおこなうこと。

この面からも、納税課職員１人当たり1050件、債権回収対策室は３人の職員と２人の国税ОＢで1300件もの滞納案件を抱えている現状からも、対応職員数を増やすこと。

27　市民にペナルティーを課さない市政

国保税が払えない市民に交付される資格証明書によって、窓口で医療費全額を一時払いしなければならない。全国保険医団体連合会の調査によれば、資格証明書を発行された人の受診率は、2007年度、保険証のある人と比べると、なんとわずか５２分の１である。保険料が払えないくらいだから、まして窓口で医療費10割を払うことなど出来ようはずもなく、これらの人はまともに医者にかかれず病気を悪化させている例は少なくない。

しかし、2008年、大阪社保協がいわゆる「無保険の子」の調査が反響を呼び厚労省が、子どもについては「短期被保険者証の交付に努めること」との通告を出した。さらに政府は、わが党の小池晃参議院議員が2009年に出した質問主意書に対し、「子どもであるか否かにかかわらず」「世帯主がこのような状況にあるのであれば」「市町村の判断で」「短期被保険者証を交付すること」と答えている。これらの変化は、本市に反映されなければならない。

本年９月議会において、私たちが請求した資料によると、国保滞納世帯の約８割が所得200万以下であり、3割が所得無しである。短期証、資格証発行世帯についても同様であり、払いたくても払えない、医者にも通えないと言った実態が見て取れる。

さいたま市の担当者は、滞納している市民に面談をすれば必ず解決策は見つかるので、ペナルティーの資格証明書や短期保険証は発行していないといったが、巨大都市でできていることが、それより小回りの利く本市でできない筈はない。人道的な見地からもペナルティーは課さない市政にするべきではないか。

28　「静岡地方税等滞納整理機構」について

広域連合「静岡地方税等滞納整理機構」への市税滞納事案の委任については、市職員では対応困難かつ真に悪質な事案に限ることとし、安易な委任は決しておこなわないこと。もともとこの団体は、租税法律主義に基づく課税団体ではなく違法の存在であり、できる限り委任を少なくして早期に廃止すべきである。

29　ふるさと納税を積極的に活用する事で、いびつな税制度の推進にならないか

　本市も認めているとおり、この制度は故郷でも何でもない自治体に寄附（納税ではない）が出来、返礼品目当てのマネーゲームになっている点や、寄附者が多い自治体は寄附金控除による市民税減収につながるなど、地方税の観点から逸脱している。企業版ふるさと納税も、企業が寄付すれば、寄付額の一部を法人事業税と法人住民税から差し引かれ、寄付金を受けた自治体は収入増になるが、企業が所在する自治体は税額控除によって収入減になる。このことは、実質的な自治体間の税源移動が起こり、住民自治の及ばない財政制度となっている。個人版同様、地方税制をゆがめるものであり、過度に行うべきではない。

　市は、こうした点を踏まえつつ、制度がある以上活用するのが市の役割とも言っているが、ここ数年、続けられてきた本制度が、地方にもたらしたのは格差を助長するだけではなかったのか。

　本市さえよければ、周りはどうでもいいと言った風潮を助長する事が、地方の発展に何らつながっていない事実を見る限り、一時的な税収増があるといえども、積極的に活用していびつな制度の助長に参加すべきではない。

《市民協働部》

30　自治会・町内会の負担軽減

負担が大きすぎて、自治会・町内会の役員の選考に苦労する例が目立っている。市の下請け機関化が大きな問題である。成人式や敬老会は、本来市が行うべき行事である。その他の面でも市の下請け機関化している部分をできるだけ小さくしながら、自治会・町内会の負担を減らし、自治会・町内会が本来の姿に立ち返れるようにされたい。

31　地区集会所への助成

地区集会所の耐震補強を推進する必要からも、設置費補助金の補助率を実質２分の１以上に引き上げること。また、用地費に対する補助制度を設けること。老人憩いの家建設費補助率を引き上げること。コミュニティが維持できなくて合併した旧集落の集会所の修繕などの住民負担に特段の配慮をされたい（例―野田沢集落は殿と合併したが、集会所は必要である）。

32　防犯灯の設置主体はどこか

現在、町内会が申請して市が補助金を出す形で設置している防犯灯は、市内を明るくして、住民の安心、安全を確保するためのものではないだろうか。

新設の場合、ポールから立てる工事では25,000円、電柱とりつけは15,000円の補助で、ＬＥＤへの切り替えは３分の２補助の15,000円限度。塗装塗り替えなどの修繕は、２分の１の7,000円限度で、蛍光管の取り換えは、全額町内会負担となっている。これは町内会が事業主体であるとしての助成形態である。しかし町内会が事業主体である理論的根拠は、どこにあるのだろうか。かつて市道舗装工事等にも地元負担があったが、これと同じで、市が事業主体として、費用も全額負担する方向に改善すべきではないか。

33　地区交流センターなどの受益者負担原則は正しいか

前市長時代に地区交流センターの使用料を有料化したが、公民館や地区交流センターは一般道路や義務教育と同じく本来だれにでも開かれている公共財であり、無料であるべきである。岡部町が藤枝市に編入された機会に分かったことだが、人口比で２倍以上の文化協会員を擁していた旧岡部町で、施設や出展料が有料化された途端に会員が激減した。この事実は文化や社会教育を発展させるために地区交流センターは無料に戻すことがいかに大事かを示している。年間わずか５００万円程度の使用料収入を得ても、失うことの大きさに目を向けるべきである。

34　地区交流センターの予約方法

オンラインシステム導入で便利になったが、ネット上で予約しても窓口に支払いに行く現状からすれば、電話で予約し期日までに払い込むことと同じである。全ての人に使いやすく提供していくためにオンラインに加えて電話での予約も可能とされたい。

35　市民が憩う談話室や避暑コーナーを

昔の井戸端のように地域住民にとって気軽に集い、憩う場所は今の時代どこにあるだろうか。誰でも利用できるテーブルと椅子があれば、それだけで市民が憩う場所となる。猛暑の夏に、電気代を気にしてエアコンを使わないで我慢している人がいる状況もある。Biviキャンの学生支援スペースのように子どもたちが勉強に使えるコーナーや、市民の談話、休憩、避暑など、様々な機会に飲食も可能なスペースを、公共施設に確保していくことで居場所やつながりを作っていくことができるのではないか。

36　高洲南小学区に交流センターを

各地区に存在する交流センターは、地域住民の活動の場として重要な役割を果たしている。一方、人口規模で比較すると、高洲地区は交流センターが新設された葉梨地区と大洲地区を併せた数となり（高洲24000人余、葉梨13000人余、大洲10000人余）予約も取りづらい状況である。青島、藤枝地区同様に、交流センターを複数設置し、高洲南小学校区の住民も使いやすい施設とされたい。

37　ふれあい広場は賃貸ではなく市の買取で

　現在、市内各地にあるふれあい広場の多くが、地主と市との賃貸契約になっている。住民憩いの場としての広場は当然必要であるが、賃貸であるがゆえに地主の相続が発生した時に返却を迫られたり、使用において子どものボール遊びすら禁止という制限が発生している。

　こうした広場は行政が設置者となって管理運営し、地主ではなく利用する住民本位で進めていくべきである。

38　「マイナンバー制度」への対応

　相次ぐ情報漏洩、紙の保険証の廃止強行などで、最早マイナカードを信頼している人はほとんどいないと言っても過言ではない。

　市は、これまで国と一体となって「利便性の向上」を謳い文句にカード推進策にまい進してきた。この言葉で納得する市民がいるとはほとんど考えられない。

　現行の保険証の廃止による資格証明証の発行、公金受取口座登録による戸籍にフリガナを附す作業、オンライン受診不可能な医療機関への受診を可能にするための資格情報のお知らせの発行など、マイナンバーカードによって便利になるどころか、これまで何の問題もなく行っていた作業が、マイナンバーカードによって新たな無駄で膨大な作業を職員が強いられることになる。

「デジタル自治体のパスポート」などと喧伝されてきたが、巨額の工費と労力を強いられる制度そのものに対し、職員を守る立場から改めて市の推進姿勢の転換を求める。

39　市民相談センター相談員を正規職員に

相談員は、市民が直面している困りごとに対応し、高い解決能力を要求される仕事であり、本市の相談員はこれに応えているが、その身分が全員会計年度任用職員のままに置かれていることはほとんど理解に苦しむほどの問題である。やってみればわかるが、市民が直面する重大な困難は、そのひとつ一つが待ったなしの難問で、最近はまた、問題が複雑、巧妙、悪質化し、ネット詐欺なども増えている。臨時的な身分で対応していく問題ではない。順次正規職員とされたい。

40　ジェンダー平等と多文化共生の市政へ

男女賃金格差など働く場での差別をなくし、選択的夫婦別姓など民法・戸籍法に残る差別規定をなくすなどのジェンダー平等社会へ。性暴力、ＤＶを許さない社会へ。ハラスメントに苦しむ人を無くす社会へ。ŁＧＢТＱに関する差別のない社会へ。国籍や民族の多様性を認め合い共生する社会へ、など市政が直面する新たな課題に取り組み、職員の学習、市民への啓発活動を進められたい。

《スポーツ文化観光局関係》

41　「市民文化祭実行委員会」のあり方について

本市は、市民文化祭を市文化協会に、学童保育を市社会福祉協議会に、茶業振興を市茶振興協議会に委託するなど、市の根幹をなす重要施策をもっぱら外部団体に委ねているが、これでは見るべき成果は収められず、基本的に市が責任を負う体制に改められたい。

市民文化祭は市文化協会に委託されているが、本来、市が主体で行われなければならない基幹的事業である。なぜなら市民文化祭は、全市民に開かれているからである。文化協会への委託は、実行委員会が文化協会中心となるという狭さを生み、協会以外の全市民参加になりにくい。また、市民文化祭は分野別で行われているため、特に舞台部門では広く市民が鑑賞するという状況を妨げている。これらに市民文化祭が衰退している原因がある。実行委員会は市が中心になり市文化協会加盟団体と加盟していない文化団体が対等平等で参加する仕組みに改められたい。

42　文化協会へメリットを

市文化協会の会員数が約1100人にまで減少している。加盟のメリットが感じられないうえに、高齢化が進み役職などの過重負担がのしかかるからである。

合併前の岡部町は500人を超える会員を擁していたが、この比率でいえば藤枝市は5,000人の会員がいていいはずである。合併によって、旧岡部町の会員は、会場費が無料から有料になり、文化祭などへの参加費が無料から有料になったことで激減した。この事実から学び、市文化協会発展のために、協会が強く求めてきた「メリット」を与えるべきである。

43 市民会館の空調欠陥、舞台へ独立した空調設備を

10億円かけた耐震リニューアル工事の際に、50年前の空調構造のまま機器だけを最新式にしたことで、館内の空調がうまくいかなくなった。また、舞台に空調の吹き出し口がなくて、劇団から「真夏は役者が持たない」といわれている。まず、舞台だけの独立した空調を設置して急いで解決すべきである。客席についても改善を急がれたい。文化のまちを標榜する本市の名誉にかけても真剣に対処されたい。

44　指定管理者から直営へ戻すこと

本市は、郷土博物館・文学館、志太郡衙、田中城下屋敷と葉梨西北活性化施設を指定管理者の運営から直営に戻し、指定管理者時代よりも成果を上げている。他の文化施設、社会教育施設、スポーツ施設、社会福祉施設などについても指定管理者から基本的に直営に戻すべきである。

なかでも市民会館は、市民の文化・芸術活動の拠点となるべきであり、また国内外の優れた芸術・文化に市民が触れる機会を提供する場である。ここに市の職員が配置され、市民や文化団体と広く連携し、市民文化祭も市の直営の下で行なうべきである。

指定管理者・㈱アスに市の文化活動全体を担わせることには限界がある。㈱アスと共同指定管理者の折込みグループの加入でリサイタルなどの強化を狙ったというが、焼津市に水を開けられたままである。このままでは、市の文化政策は細っていく。㈱アスには舞台管理を委託するだけとすべきである。

45　スポーツ少年団の夜間体育館利用の無償化を

　少子化の影響により学校の部活動で全ての種目がそろうことが困難になっている。自主的なスポーツ少年団は、部活動のない競技の育成に欠かせない役割があるが、市内小中学校の体育館等を利用する際有償である。近隣島田市は無償化を実施している。こうしたところに負担を求めるべきではなく、無償化を実施しスポーツ推進に取り組む市の姿勢を示されたい。

46　総合運動公園スタジアム整備は住民の理解の下で

　総合運動公園のJ２仕様工事が3年間20億円かけて進められている。藤枝MYFCが市民の応援の下、市内でJ２の試合をする事に何ら反対するものではないが、現在、巨額の建設工事費がかかるスタジアム整備は市民の合意をほとんど得ていない。

　加えて、駐車場整備も何ら進んでいない。J２の試合実施ありきで工事を進めれば、市民の反感を買い、MYFCそのものにも悪い印象を持たれかねない。

　市内のみならず、焼津や島田など、近隣の後援自治体と協議をし、また、広くスポンサーを募るなどして、市民合意を得ながら建設を行うべきである。

47　「玉露の里」直営化の検討

「玉露の里」の指定管理者・㈱静鉄レストランは、コロナ以前には得意の外国人インバウンド客を呼び込んでいたが、玉露の里の建設目的である茶産業の振興と茶文化の発信から次第に変質してきていた。地元住民との連携も難しくなっている。直営に戻すことを検討すべきではないか。

48　中山間地域活性化と瀬戸谷の道の駅構想について

道の駅計画では、指定管理者の公募を否定しないが、地域の自発的発展を目指すのであればこれまで通り地元の（株）ふるさと瀬戸谷に運営を任せるべきである。公募により市外の事業者に任せることは地域活性化とは逆の方向であり決して行うべきでない。

地元で担いきれないような、壮大な計画は誰のためか。地域住民が困っていることを一つ一つ自分たちで解決し、身の丈に合った事業を積み重ねていくことが持続性のある発展の道である。住民不在で外部の業者が作った計画ではなく、住民と一緒に何ができるか考えていくことが必要である。

49　びく石の新しい可能性

最も魅力的な頂上付近の巨石群のすばらしさが、森林の中に埋もれている。地主も代替わりしており、交渉して杉・檜を切らせてもらい、巨石群が市民に触れられるようにしたらどうか。

笹川からの八十八石登山道を登り、展望石から従来の右手に登る道のほかに、左手方向に新しいハイキングコースを開き、巨石群の間を通って頂上に行けるようにすること。芸術的ともいえる巨石群をひとつ一つ鑑賞できるように、その周辺の整備に着手すること。

50　宇津之谷峠越えの史蹟に光を

宇津之谷峠一帯は、「峠越えの博物館」であり、古くからの道の歴史、トンネルの歴史が現存するわが国有数の場所といわれる。平安時代のつたの細道、江戸時代に秀吉が２万の軍勢で小田原攻めをしたときの江戸の道。さらに明治の道と明治トンネル。大正の道と大正トンネル。昭和の道と昭和トンネル。平成の道と平成トンネルがあり、それ以外にわが国最初の有料トンネルとなり、火災のために埋まってしまった幻のトンネルが存在する。(このトンネルの岡部側は、後に改修されて明治トンネルとなったが、くの字に曲がった静岡市側は埋まったままである。静岡市と協議が整って、ここを掘ってトンネルを再生すれば、新たに歴史の道が蘇ることになる)　藤枝健康スポット20選の一つとしてパンフレットに記載されたが、宇津之谷峠一帯は、伊勢物語などや多くの和歌など文学と歴史、浪漫の宝庫である。藤枝市の宝として、この地に新らたな光を当てられたい。

51　中山間地域の定住人口対策

アベノミクス、地方創生政策によって農村の疲弊は著しく、中山間地域の人口減少は深刻である。未利用農地貸出付空き家バンク制度など、さらに空き家バンクの魅力を高める仕組みを作ること。空き家や空き工場用地などの利用可能宅地の確保、市によるミニ宅地開発などを柱とする定住人口増加対策を進めること。

**《健康福祉部・すこやか推進局関係》**

52　コロナ感染者に対応策の構築を

５類になって以降、コロナ患者への指示、援助等は一切なくなっている。そのもとで、独断の外出、家庭内感染の横行などが起こり、防ぎえた感染拡大が防げなくなっているケースが相当あると考える。

　コロナ初期のころは、陽性者対策として、独自のコールセンターなどの設置や、対策課の設置などが行われた。しかし、感染の状況は「集団免疫」が出来ている状況ではなく、今後もさらに拡大が進む可能性が高い。

　陽性者が、右往左往することがないように、これまでの経験を活かし、市独自の相談体制をとって、感染拡大を防ぐ手段を講じる事。

53　国保広域化について

　2018年度から実施された国保広域化（県単位化）によって、市民が最も関心を持つ保険税の値上げが予想される。県が示す納付金と市が徴収している保険税の差額は、市の一般会計や、基金からの繰り入れでまかない、納税者に負担させないこと。

　既に定められている国保運営方針策定要領（ガイドライン）で着実な解消を求められているのは法定外繰入のうち決算補填等目的部分であり、所謂赤字補填、値上げ回避補填部分は含まれていない。保険料水準の統一化を急ぐあまり、法定外繰り入れを過剰に解釈して繰入不可のような政策はとらないこと。

54　高すぎる国保税の値下げと減免制度

　高すぎる国保税を解決するためには、1984年来切り下げられてきている国庫負担を元に戻すことが基本であり、国に強く要請すること。そして、人頭税である均等割、平等割は軽減又は廃止すること。

国保法44条の一部負担金（窓口負担）減免制度及び失業等による収入減による国保税減免制度が、ここ数年全く活用されていない。申請待ちではなく、市民に広く周知し指導援助すること。また、収入の減少による国保税減免制度も年間10件程度しか活用されていない状況を改めて、真に困っている市民の立場にたって積極的に対応すること。

また課税調定額に滞納繰越分が4～5億含まれているが、滞納者の状況は高額な保険税の為に払いたくても払えない世帯が大半である。税額を低く抑え、滞納が出ない取組で全体の調定額の軽減に努めること。

55　充実した保育を　保育士の処遇改善

　責任と重労働に見合わない待遇、不適切保育の報道に伴う保育士バッシングなどで保育職離れがすすみ、保育士不足が深刻になっている。市として保育の実施責任を果たすために、保育士の待遇改善を進め保育士が安心して働ける職場環境を作っていくことを求める。

56　民間保育所への財政支援

　保育所へ支給される委託費は公定価格が低く抑えられておりそのほとんどが保育士への給料負担で消えてしまう。それ以外の保育所事業を健全な形で行うためにも従来通り補助金での対応を継続し、円滑な園運営のための財政支援を拡大されたい。

株式会社運営による認可保育園運営については、特に使途制限がないことから、これまでの社会福祉法人運営以上に特に保育士賃金に影響がないように監査し、劣悪な保育環境を作らないように努められたい。

57　認定こども園、小規模保育所の保育料について

　園が独自に保育料を設定する認定こども園、小規模保育所の保育料については、過度なブランド料金の設定で、幼児期から園によって差別化を図らないよう、設置者として指導されたい。

58　認可保育園の拡充など

　待機児童対策は、保護者が安心して預けられる認可保育園の増設や拡充を中心に対策を進めること。病児保育所の更なる整備も急がれたい。

国が進める認定こども園への移行は、幼稚園児と保育園児が一つの教室で過ごし昼寝の時間が共有できない、保育士と幼稚園教諭の格差問題などの子供の成長を阻害する問題があることを示して保護者の理解を得て行うこと。事故が頻発している地方裁量型（幼稚園、保育園双方とも認可されていない園）こども園を整備せず、双方の認可を得ている幼保連携型を基軸とすること。

また、待機児童が存在していながら、増設を取りやめた小規模保育は待機児童解消の根本的解決にならない。3歳のカベや狭隘な設備面、子供数に依存する運営費の脆弱性なども課題であり、従来の認可保育園の拡充こそ基軸に置くべきである。

59　小規模保育所

定員19名以下の小規模保育所は、特に目が離せない３歳未満児を受け入れる施設であり、従来の認可基準である従事者全てが保育士資格を持つことを、議会答弁通り今後も継続すること。また、給食設備や園庭設備など、従来の認可基準に必須となっている条件も完備するようにすること。

60　企業主導型保育所

　安倍政権が待機児童対策として打ち出した企業主導型保育所は、認可基準もなく指導監督基準すら守られていない実態が報告されている。市の監督権限がないとはいえ、かけがえのない小さな命を預かる施設である以上、親が安心して預けられる環境基準となっているか規制すべき立場で臨むこと。

61　家庭的保育従事者（保育ママ）

　他市に先駆けて行われている本事業も、３歳未満児の受け入れ施設となることから、議会答弁通り、今後も保育士資格を持つものに事業従事者を限ること。

62　幼保無償化について

今年度から保育料が第二子半額、第三子無償となったことは高く評価する。

未だ有償である３才未満児の無償化も進められたい。３才からの保育料は国が無償化したが、幼稚園では３才となったその月から、保育園では４才児クラスの年度初めからと入所する園で差が生じている。この差の解消や、第二子の保育料の無償化など段階的に援助を拡充し、最終的には全員の保育料無償化を実現されたい。

３才以上児の幼稚園保育園無償化は歓迎すべき点もあるが、園児の死亡事故の発生が認可園の26倍も多い認可外保育園の施設基準（指導監督基準）すら満たさない施設も５年間は無償化の対象とされた。保育士がいない園でも開園でき無償化の対象となれば、幼い命の危険が明らかに増す。自治体の条例で劣悪な施設は無償化対象外とすることが可能なので、早急に条例制定に向け検討すること。

　同時に実施された保育園給食代（副食代）の実費徴収は、無償化と逆行している。保育園の給食は保育の一貫であり、本来無償化の対象とすべき分野である。滞納対策など保育士の新たな負担ともなり、先行自治体にならい無償化に踏み切ること。

63　学童保育の待機児解消、直営化を

　コロナ予防で実施された一律休校で子育てを支える社会基盤としての学童保育が社会に認知された。放課後児童クラブが広幡と葉梨でも開所したが、なおニーズが高く年度初めには８７名の待機児童が発生した。

専用施設がなく学校の空き教室対応の学童もあり、退所時間や学校施設の使用不可など、円滑な運営となっていない点もある。専用施設での入所を進めること。また、大規模化せず、定員は最大でも40名とすること、国において規制緩和を進める動きがあるが、児童１人あたりの最低床面積基準を順守し、保育環境を維持すること。専門性が求められる指導員の待遇は、臨時職員ではなく、正規職員化を含め継続して勤められ、スキルアップできる労働条件に改めることを求めたい。

運営は社会福祉協議会に委託されているが、コロナ禍においては、外遊びやおしゃべりの極端な制限など過剰な対応が見受けられた。子どもたちが長時間過ごす学童保育は単なる預かりではなく、学校教育同等の重要な位置を占める成長の場である。子どもの発達に関わる重要な判断をする責任を果たすため、学校教育同等の重要な位置を占める学童保育に支援を強めること、また委託ではなく市直営の下で運営することを求める。

　長期休暇における、昼食の事業者利用は保護者から強い要望がある。子どもの成長はまったなしである。全市での一斉開始にこだわらず、可能なところから開始させていただきたい。

64　児童館の建設

　現代社会では放課後、子ども達が集団でも個人でも安心して過ごせる場所が激減している。児童福祉施設の中で唯一、全ての児童（０歳～１８歳まで）が利用できるのが児童館だが、本市には存在しない。程よい距離の大人からの見守りとサポートを受けて安心して子どもが集う場所が求められている。

児童館がある地域の親たちからは、犯罪の危険やゲーム等にのめりこむ心配が軽減し、子どもを安心して送り出せると大変好評である。子育てのまち」を標榜する本市であるならば、ぜひ整備を急がれたい。

地域の子育て支援センターやBiViの「おやこ館」は親のサポートを目的とした未就学児を対象とした施設であり、子どもそのものを対象とした児童館とは根本的に異なる。既存の地区交流センター施設の活用も含め、新設・整備を進めること。

　65　こども医療費助成

　　長年の住民運動等により高校生まで助成が拡大されたが、いまだに通院については1受診当たり500円の自己負担が残存している。県下では、無償化が進む中本市は取り残されている。どの子も無料で診察が受けられるように無料化に踏み切ることを求める。

66　子どもの眼鏡の助成を

　　子どもの眼鏡は、視力の変化や頭囲の成長が著しいことで買い替えも頻繁であり、さらに運動用を別に作らねばならないため経済的負担が大きい。現在、治療用の眼鏡であれば補助があるが、通常の視力矯正用の眼鏡には制度がない。視力にあった眼鏡をかけねば黒板が見えないなど、生活への影響は大きい。近眼等で視力矯正が必要な場合においても補助制度が必要である。

67　介護予防総合事業

　要支援１・２の介護予防サービス（訪問、通所介護）は、本人の選択によるサービスの継続を行い、行政主導による安易なボランティアサービスへの移管を行わないこと。

　また、窓口に来た新規申請者についても、チェックリストの乱用による介護申請はずしはしないで、本人の意思による必要な申請手続きを行うこと。

　医療行為が必要で強い希望があるのに、国の方針で在宅介護へ移行させられているケースがかなり出ている。本人や家族の願いの方向で改善すること。

68　介護料滞納者に対しての分納制度

　高年齢の滞納者の多くは、市税だけでなく、介護保険料の滞納を抱えている。介護保険料の滞納ペナルティーは、国保と比べて過酷であり一律に科せられる。介護保険料も相談に行けば分納等の措置を講じ、一概にペナルティーを課さないとするが、市民のほとんどは納税課相談だけにとどまる。

介護保険滞納者に対して、納税課の分納相談だけに留まらず、介護福祉課として保険料分納の取扱いを進め、介護サービスの取上げを行ってはならない。

69　介護保険料の値上げを繰り返さないこと

Ｒ３度に介護保険料が100円値上げ（基準額）された。従来の計算では600円程度の値上げとなるところだったが、大幅に値上げ額を圧縮したことを評価する。一方で、市民は年々値上げされる保険料や、サービス内容の削減、補足給付の廃止など、相次ぐ制度改悪で苦しんでいる。来年度は３年に一回の改定となる。基本的には公費負担を怠っている国の責務であるが、住民の立場で考え、法定外繰り入れを含めた保険料軽減を検討することを求める。

70　介護タクシーの実施を

　単身で、かつ、車いす等で生活している方が市立病院等へ移動するための手段である介護タクシーは、タクシー業界の運転手不足や、資格者の確保、採算性の問題など、介護保険制度に位置づけられながら、手を挙げる事業者がない状況である。

　議会質問において、市も、非常にニーズの高いことを認めつつ、保険制度においては人の確保という点から実現が難しいとして、他の有償旅客輸送手段等を活用することによって、市民が困ることが無いようにしていきたいとの答弁があった。

　市民が置かれている状況に変わりはない中で、早急な対策の構築に努める事。

71　日常生活用具給付等事業

　障害者、介護保険利用者に対する本制度の周知を図ること。また増額を実施すること。

72　一人暮らし老人等食事サービス

　現在、平日週5日の配食を毎日配食に拡大されたい。自立と判断される高齢者でも希望者にはサービスの拡大を検討されたい。

73　特別養護老人ホームの増設

　増設を望む市民の声は、依然として切実である。待機者、保険給付費など進捗状況を勘案して整備していくべきである。

74　生活保護基準引き上げ

　自公政権により既に何度も生活保護基準が引き下げられ、今後も住宅扶助等の引き下げが強行されようとしている。引き下げの理由はデフレの影響や一般低所得者との比較を根拠にしているが、実際国の審議会で議論がされておらず、審議会委員が取り消しを求める集団訴訟の原告に加わるなど根拠ないものである。「最低限度の生活」ラインを下げれば、生活保護だけでなく、住民税非課税限度額、医療介護などの減免、就学援助などに波及する。市は生活保護基準引き下げにかかわらず、旧基準で対応すること。

　また、申請時に実施している扶養義務者への照会は、国会答弁で「義務ではない」ことが確認された。実際、扶養調査が保護申請を躊躇する大きな理由となっており、なおかつ、調査により金銭援助が可能であると判明したケースは、Ｒ４年度は照会件数１７７件に対して４件であり、無駄な作業をしているのが実態である。

　申請者にとっても、市職員にとっても、負担でしかない扶養調査は行うべきではない。

75　基本的人権である住まいの確保を

　経済的な理由や、会社の倒産・人員整理等で寮から急に追い出されるなど住まいを失なった人に対して、一刻も早く安心して過ごせる場所を提供することが必要である。現在市営住宅では、入居要件に保証人をつけているが、保証人が見つからない人にこそ支援が必要ではないのか。

無縁社会といわれる現代において、身寄りのない人、孤立状態の人はどんどん増えており、保証人制度はこれらの人を排除することとなる。国土交通省から保証人の取り扱いを検討するよう都道府県と政令市への通告も出ている。本市でも排除ではなく支援の強化を検討していただきたい。

76　認知症700万人時代にどう対応するか

　人口の９人に1人が認知症か予備軍と言われ、全国で一人暮らしの認知症患者が120万人になると言われる。認知症対策の位置づけを上げて、早期の予防体制を確立されたい。鳥取県・琴浦町（地域ぐるみ対策―高齢者サークル90カ所）などから学び、住民が自然に集まる場所へ市が出かけ、健康相談に乗りながら予備軍を見つけ出すなどの工夫も求めたい。前兆をとらえることや早期発見への手助けに認知症診断アプリ等を活用、認知症診断費用の補助などを推進されたい。

同時に、認知症になっても社会全体であるいは地域のコミュニティ全体で支えていく体制を整えていくことが大切である。

77　使いやすい補聴器助成制度を

　補聴器は高価（最低でも10万円程度）であり、必要性を感じつつ購入をためらう人が多い。加齢性難聴は放置すればどんどん進行し、認知症につながりやすい。高齢者が生きがいのある余生を過ごせる必要な施策として現行の住民税非課税世帯のみの制限を撤廃し、広く高齢者が利用できる制度としていただきたい。

《産業振興部関係》

78　鳥獣被害対策

イノシシ被害対策は、毎年職員が交代することなく、専門性を高めること。電気柵設置への助成を増やし、貸し出す檻を増やすなど、対策をさらに強めること。また、有害鳥獣駆除事業の猟友会への委託料や報償金の予算を増やし、いっそうの効果増大を図るとともに、猟友会などに対し有害鳥獣駆除許可権者としての指導性を確立すること。

79　農地転用に道を

　市街化調整区域の青地地域は、農地法、都市計画法等により農地以外への転用が出来ない。農業が国の基幹産業であった時代は当然の制度であったが、現在は農業だけで生活の維持が困難で、高齢化や後継者不足により農地の転用を希望する市民が多く存在している。国の制度改善が求められるが、優良田園住宅制度などを活用して、実情に合った農地転用対策を、市独自で進めること。

80　農地は集約ではなく分散型の維持で

　農業を企業の儲けの手段として位置づけている国策において、全国で農地の集約が進められている。これは営利企業が大規模な農地によって利益を挙げたいという願望からであり、そのもとで邪魔となる中小家族経営農家は淘汰されてきた。

　今後、本市は農業経営基盤強化促進法に基づく、人農地プラン（地域計画）を3年かけて策定していくが、ここであからさまに集約に誘導している国の政策に基づかず、本市に適した分散型を確保した農地プランを策定すること。

81　耕作放棄地対策

　耕作放棄地は、草刈りなどの手入れがなされず、山間地のみならず都市部や郊外部でも近隣住民の迷惑となっている。農業委員会等から所有者に対する指導がなされても、所有者自身も高齢化でなかなか実施されない。雑草を駆除する近隣住民組織に対する補助制度などを創設し、耕作放棄地対策を進められたい。

82　買い物弱者対策

　農水省政策研究所調査によれば、本市の３割の市民が「買い物困難人口」とされており、全市的な問題である。有効な対策は品揃え豊富な移動販売車の取りくみであるが、経費が嵩み、どうしても赤字になる。本市と同規模人口の千葉県野田市では、企業イメージを重視し、赤字を承知で市内37か所で移動販売車の取りくみを実施している。従来のプレゼンテーション方式の事業にとどまらず、移動販売車への補助事業を重視した予算編成で、住民のニーズに応えられたい。

83　住宅リフォーム制度

地域経済に波及効果が高いことが立証されている住宅リフォーム制度をつくること。現在実施されているような住宅の付加価値を高めるものではなく、屋根や外壁の損傷、水漏れの修繕など必要不可欠な工事においての補助制度を作ることを求める。

84　中小商工業者融資制度の改善

商工業者の実態調査・把握に努め、緊急経営改善融資制度などの弾力的な対応を図るとともに、無担保、無保証の緊急かけこみ融資制度（100万円限度）を設けること。小口資金融資限度額を800万円に引き上げること。

85　設備投資への固定資産税減免制度

従来利用できた中小企業の設備投資に伴う固定資産税減免制度の対象が、生産性向上計画に基づくものに限ると変更される。これに伴い、ICT化などで人手を減らせば軽減対象となる。新制度においても、従来通りの設備で軽減が受けられるように取り計らい、中小企業振興に努めること。

86　賃上げが切望される状況であるが、中小零細業者にとっては容易なことでない。奈良県では1.7％以上の賃上げを実現した事業所に社員１人当たり5万円の給付を行っている。本市として、このミニバージョンを実施したらどうか。

《都市建設部・基盤整備局関係》

87　私道舗装制度の一層の促進を

　位置指定を受けている私道舗装制度がスタートしたことは他市にない非常に前向きな取り組みとして評価したい。

　今後10年間で152カ所の全て舗装する制度設計のもと、申請箇所の舗装は十分進められると考える。要望のある地区については、さらに前倒しして、いち早く舗装を進められるようにすること。

88　市内各地の深刻な交通渋滞の解消

（１）県道島田岡部線（旧国道1号線）では、渋滞が常態化しており、そのために、この幹線道路と交差する藤枝大井川線など南北に走る主要道路の渋滞も深刻になっている。市民や企業・商店の経済的損失は、計り知れない。最大の原因は、市が「道路百年の大計」として、旧国道1号に並行するもう1本の幹線道路を用意してこなかったことにあり、バイパス４車線化でも完全には解消できない。島田のはなみずき通りのように、並行する道路の整備に早急に取り組むべきである。具体的には、三輪立花線の終点を立花からさらに西へ延長する計画を検討すること。

（２）田沼街道（県道33号藤枝大井川線）の深刻な渋滞解消のために、特段の手立てを講じられたい。国道１号交差点（志太）は、右折車両が多く常時渋滞している。右折信号の時間帯を若干でも長くして、その緩和を図ること。

（３）県道島田岡部線仮宿東交差点の範囲拡大対策

　市道10地区282号線から県道島田岡部線へ右折して（旧岡部町方向へ）出ようとする車両は、県道下り線に車両が連なることから、なかなか出ることができない。これは、この市道付近に住む住民にとって、長年の非常に大きな問題となっている。

この問題の根源は、同県道仮宿交差点の渋滞にあるが、そのすぐ東にある仮宿東交差点の範囲を同市道まで広げて、その信号機処理によって市道から県道に進入できるようにすることで、ほぼ解決できるものと考えられる。これらのの改善対策の検討と実現を、県に対して積極的に進めていただきたい。

（４）市道・時ケ谷地域の整備など

市道1007号線時ケ谷地域の交通危険個所の改良整備を、積極的・計画的に進めること。

89　岡部オレンジタウン町内会の交通ラッシュの解消を

　交通ラッシュを根本的に解決する迂回路については、約束の焼津市との協議がほとんど進んでいない。都市建設部の人手不足にもよると思われるが、市長も現地視察の上で答弁されたことであり、重要案件と位置づけて取り組んでいただきたい。これまで協議されてきた吐呂川左岸堤防を整備する案と共に、焼津病院への道路を広げて堤防につなげる案も有力で、これらの可能性について努力していただきたい。

90　狭隘道路の拡幅整備

救急車やバキュームカーが入れないような狭隘道路の解消を、計画的に進めること。狭隘道路の用地は市民の寄付により拡幅するとしている一方で、６メートル以上の道路は市が買い上げており、整合性に問題がある。狭隘道路も用地買い上げを基本とすること。

91　市道・林道の「木障切り（こさぎり）」について

　山間部の市道・林道（一部県道）で、立木が交通の妨げになっているいわゆる「木障」の問題について、市は「市の責任において木障切りを行う」（平成２７年9月定例会、大石信生・議案質疑）と答弁したが、その後必ずしも木障切りは十分に行われていない。執行部から「所有権が地主にあることがネックになっている」と答弁されたが、この問題は公道に面し公共交通に支障を及ぼす可能性のある立木については、あらかじめ、「市の責任で木障切りができる」という協定を関係地主と結んでおき、スピード感を持って木障切りが行われるようにしてはどうか。

　台風による倒木で、中山間地域の停電問題が課題になっているが、電力会社が保線要員をゼロにしたことが深刻化の背景にある。市も電力会社と連携して、日常的な倒木対策を進めることが必要になっている。

92　路線バスとデマンドタクシーの拡大

静鉄ジャストラインの路線バス運行については、維持、確保を図るよう努力をつくすこと。自主運行バスについては、市立総合病院直通路線など、路線とバス台数、運行回数を増やして市民の利便性向上を図ること。

また、路線バス維持補助金を支給しながら減便をしている現状は、市民から納得が得られない。運転手確保に一層の力を発揮するよう、指導を強められたい。

好評のデマンドタクシーについては、市立病院以外のバスが通っていない地域や土日の運行など、さらに拡大の検討を進めること。

93　水害対策

（１）豪雨災害は頻発化しており、昨年の台風15号では時ケ谷地域を代表として脆弱なところが改めて浮き彫りになっている。葉梨川、法の川、小石川、六間川等市内のあらゆる河川について県に改修の要請をしつつ市としても対策を講じられたい。

（２）村良の朝比奈川にかかる村良下橋は旧岡部町時代にかけ替えが約束されていたが、合併後変更となり耐震工事のみとなった。橋脚の多い旧式の構造となっており、豪雨の際に流木やごみ等が引っ掛かり堰となって水があふれるのではないかと周辺住民の心配の種となっている。豪雨災害の危険性は、合併当時には想像できなかったレベルになっている、1000年に一度の豪雨に対応できるか今一度検証し、結果に応じて県への対応を要請されたい。

　このほか、市内各所の橋について、同様の構造のものに対して詳細な流量調査などを行い、対策を進めていただきたい。

94　川を住民の暮らしの中に取り戻す

昔のように、川を住民の暮らしのなかに取り戻せるようにしていくことが大切である。しかし現状は、特に２級河川の瀬戸川上流、朝比奈川、葉梨川の多くの地点で土砂の堆積、草木の繁茂など荒廃が著しい。それでも最近は土砂の浚渫が少し進んできた。引き続き県に別枠予算の増額を要望するなど対策を進められたい。河川改修でほとんどなくなった渕を復活させ、鮎をはじめ魚がいっぱいいる川や自然を取り入れた河川改修を流域住民の意見も取り入れて(改正河川法)実現していきたい。

95　中山間地の斜面崩落対策に支援を

　大雨のたびに自宅周辺の斜面が崩れるといった事態が起き、中山間地の住民は補修に追われている。高齢化で力も資金もなくなり、自力での維持管理が困難となっている。民地での斜面対策にも支援をしていただきたい。

96　市民生活に被害を及ぼしている桜の木の伐採

　岡部町内谷地区の岡部川右岸堤防に、植栽者不明の桜の大木が20本あり、川沿いの民家に被害を及ぼして長い期間が経つ。落葉が頻繁に雨どいを詰まらせ、毛虫の発生時期には覆いかぶさる大木から家に毛虫が降ってくるのである。堤防の桜の多くは季節には人々を楽しませるので伐採には決断がいる。しかし、中途半端に枝の整理をやっても、すぐに元に戻ることになるので、市民に絶大な迷惑をかけている桜は、やはり伐採する方向で、地域と協議に入ることが必要ではないか。県に相談しても地元で解決してほしいと言っているので、ここは市が住民生活を守る立場で問題解決にあたっていただきたい。

97　住宅入り口の占用料について

旧岡部町で実現していた住宅の入り口に係る河川・下水路占用料は、公道の延長との方ですべて無料とすること。大井川用水路の占用料も、土地改良区と協議して無料化を図ること。

98　河川堤防の草刈りなど奉仕作業の見直し

高齢世帯が多くなり、奉仕作業を全面的に見直す時期に来ている。軽作業以外の河川堤防の草刈りや側溝の清掃などは基本的に県や市の責任で行うようにすること。そのための予算を増額し、地域で希望者による作業チームをつくってそこに交付するなど、それが出来なければ地元業者を使うなど、予算が地域を潤すように工夫すること。

99 耐震補強への助成

木造住宅耐震補強工事に対する補助額を、40万円(高齢者70万円)からさらに増やし、手続きの簡素化等の改善を行うなど、危険住宅の解消に積極的に取り組むこと。これらの仕事を、住民が、なるべく身近な業者に頼めるような仕組みづくりを進めること。

100　田中城下屋敷周辺、六間川沿いの道の整備を

　田中城や下屋敷周辺は、2023年の大河ドラマ「どうする家康」の放送に伴って脚光を浴びたが周辺の整備は進んでいない。青池からの六間川両岸には、桜並木が近年見ごろとなって見物客も増えている。しかし、下屋敷裏手の土手は勾配がきつく転落事故も起きている。歩道の傷みや一部設置されているフェンスの老朽化も進んでいる。藤枝の文化スポットにふさわしく、整備を進めることを求める。

101 歩道などの交通弱者対策

市民の車椅子や自転車利用などを支援、推進するために、歩道の新設、拡幅や段差の解消、電柱の移設などの対策を強めること。

102　自転車専用道路の検討

健康志向で関心が高まっている自転車専用道路の研究を進めること。

103　空き家住宅荒廃対策

増えている空き家老朽危険住宅の撤去に助成制度を設けること。空き家対策が進まないのは絶対的な職員不足に原因がある。解消のために思い切った職員の配置を考えること。

104　蓮華寺池公園の整備と

（１）蓮華寺池公園のハード面の整備は進み、市内外から多くの人が訪れる県内でも有数の場所となった。だが、一方で、物足りなさも指摘されている。ジャカランダが花を咲かせやイルミネーションなどがにぎわいを演出するが、「藤の花や花菖蒲の美しさは往時に遠く及ばない」と写真愛好家は言っている。さつきやつつじも美しく咲かせられていない。ハスの花だけでなく、美しいスイレンも見せたい。すべてが中途半端で、これは名庭師がいないところから起こっているように思われる。四季に花々が咲き乱れ、野鳥が群れ遊ぶ県下きっての名園にするために、専門の庭師を養成されたい。

（２）古墳の広場からお姫平、そこからさらに下る道が険しく狭いので高齢者には大変である。少し広げてスロープにするか、急な所は手すりを設置していただきたい。

（３）付近の住民にとってオーバーツーリズムによる渋滞が悩みの種になっている。公園として整備がすすむことは歓迎するが、集客性の高いスマイルホールなどは、この場所でなく市内の他地域のにぎわいのために分散させたほうが、利用しやすく魅力ある公園となるのではないか。

（４）茶文化のまちの人が集う中心にスターバックスはふさわしいか問い直したい。蓮華寺池公園の集客力をアップさせていると評価されているスターバックスであるが、本当に本市に利益をもたらしているのか。スタバに関する問題点を指摘する。

　第一に、本市の最も多く人が訪れる一番目立つ所に、お茶でなくコーヒーでよいのか。

　第二に、コーヒーの生産過程における生産者労働者の搾取問題。外国人技能実習生への人権侵害、企業倫理に問題を抱えている。本市のオーガニックビレッジ宣言やSDGｓの理念にそぐわない。

　第三に、市内の同業者から客を奪い、収益は市街に流出する。多国籍企業であり世界規模での納税回避など、地域を潤すのではなく、地域から利益を吸い上げる力の方がつよい。

これらの点について契約更新の前に検討され、本市として何を大切にしていくのか示していただきたい。

105　花の回廊政策について

本市の「花の回廊」政策はネーミングが素晴らしいが看板倒れである。専門的な職員の配置が必要である。

106　高洲地区に遊具ある公園の確保を

高洲地区は小学生数が増えているにもかかわらず遊具のある公園がほとんど整備されていない。借地方式にこだわらない市有地の活用や用地買取りも含めた公園整備を進めること。

高柳公園が整備されたが、子どもの数で比較するとまだ極端に他地区と比べて高洲には公園が少ない。高洲小学区、高洲南小学区それぞれ最低でも２か所の公園整備を進められたい。

107　子育て世代のニーズにこたえた車で利用しやすい総合公園を

　市内各地には地区公園が点在しているが、駐車場がない。現代社会においては車で親と一緒に遊具のある大きな公園に時間をかけて出かけることが増えている。地区や市町を超えて広い範囲からグループで集まる今の子育て世代にとっては、駐車場の有無が公園を選ぶポイントである。駐車しやすく、大型遊具やベンチがたくさんある公園が求められている。近隣の市町の大型の公園では地域の外からも多くの親子連れが訪れ、周辺の商店や施設もにぎわっている。本市でも整備をすすめられたい。

　夏の暑さがひどく、子どもの遊び場が限られている。暑さがしのげる木陰や水場を整備して子どもの遊び場を確保されたい。遊具なども火傷するほどの熱さとなり対策が必要である。

108　運転免許証自主返納

　運転免許証自主返納、運転経歴証明書交付申請手続きを、市の窓口でもできるようにして、運転経歴証明書交付手数料助成手続きとの一本化、簡略化を図られたい。返納者のための代替措置をいっそう充実させること。バス・タクシー券の支給は１年に限られるが自動車という移動手段を手放せば、移動の不便は格段に増すため延長を図られたい。

　現在、タクシー券またはバス券の交付を受けられるが、選択肢の中に、自転車または電動アシタント自転車の補助を加えていただきたい。

109　駅北中心市街地再開発事業

駅北で進めている一連の中心市街地再開発事業は、住民参加の再開発組合が作られるとしつつも、実際の取り仕切りは、不動産のプロであるディベロッパー等であり、住民が主人公となっていない。加えて三分の一の反対があっての事業が可能とされることや、通常の不動産取引よりもはるかに有利な条件で業者が儲かる仕組みなど問題が多い。

また、8街区で生じた医療施設の撤退は失敗以外の何物でもない。公費を投入する以上、完成後の街づくりの在り方に市は責任を持つべきであり、民間の問題で済むことではない。

今後進めていく（9街区、6街区、文化センター）地区では、完全なる住民の合意と完成後空きビルにならないように賑わいあるまちとすること。

110　駅南地区計画の変更

駅南「BiVi藤枝」西側地区の地区計画の変更に住民は不安を募らせている。市の説明ではどういう施設が来るのか具体的説明がない一方で、なぜ用途変更を行うのか解明されなかった。同地区の東側一帯は高層マンションが立ち並び、その真ん中に移住を拒否した住宅が一軒取り残されている異様な光景となってしまっている。

ほとんどの住民は現在のままでよいとしており、市民に見えない形で市が地区計画を進めるのはやめること。

111　生活環境を脅かす企業活動には制限を

上当間に計画された巨大物流倉庫建設は、住民の反対を受けて撤回されたが、今後も市内各所で同様の問題が起こることは確実である。生活環境を悪化させるような企業立地には歯止めをかけ、住民を守っていくことを求める。

≪環境水道部関係≫

112　ごみ収集有料化について

有料化すべきとの声が時々出てくるが、減量効果も一時的で不法投棄が増える。百害あって一利なしの有料化は、行わないこと。

113　リサイクル・ステーションの見直し

　「燃やすゴミ」をさらに減らすために、現在、休日の集積所を補完する位置づけになっているリサイクル・ステーションを、市民参加の分別ステーションに変えることを提案する。モデルは徳島県・上勝町や愛知県・日進市にあり、住民自らが進んでリサイクル・ステーションに持ち込むことを特徴とする。資源化可能な分別品目をさらに増やすことが可能で、業者が分別ごとに受け取りに来るので焼却経費・運搬経費も大きく減らすことができる。生ごみを燃やさない方式と合わせると、ごみ全体の８割まで減量することが可能となるこの方法の導入を検討されたい。

114　上水道・下水道の民営化について

浜松市などで、下水道の民営化に続いて、上水道も民営化する動きが出ている。水道法も民営化を想定して改悪されたが、民営化は絶対に行わないこと。

115　老朽管などの取り換え

上水道の老朽管の鋼管等への敷設替えを計画的に促進し、地震対策も強めること。

116　下水道の災害対策と拡張

　2018年台風24号による停電で、磐田市ではポンプが稼働せず、５日間、下水道が使用不可となった。この教訓に学び、公共下水道の拡張は、高低差を利用した自然流下式を基本に進め、既存施設の災害時対応を進めることと同時に、雨水の流入や配管施設の老朽化対策を図ること。

117　下水道使用料助成制度などの新設

母子世帯や老人世帯などの下水排水施設工事に対する助成制度及び使用料金軽減制度を設け、下水道や農村集落排水施設の加入促進を図ること。

118　民間団地の小規模下水処理場は市の管理・運営へ

　民間が開発した潮(広幡)、若葉台(稲葉)、白藤(葉梨)、桜ケ丘(葉梨)の4団地の小規模下水処理場(コミュニティプラント)は、現在までそれぞれの団地が管理運営をしているが、高齢化がすすみ限界が近づいている。旧岡部町のオレンジ(三輪)など5団地が市の管理運営になっていることから、市に移管すること。法の下の平等は貫かれなければならない。

119　クリーンセンター附帯施設と道の駅(仮)仮宿について

　道の駅を仮宿に建設する計画は、クリーンセンターの地元対策として市が1億円余で用意した土地に、建設省が国道バイパス潮トンネル掘削土を埋め立てるために持ち上がったものであり、地元住民からは絶対に出てこない要望である。

この計画には３つの大きな問題がある。

第一に、掘削土に含まれる猛毒のヒ素とセレンが、環境汚染を引き起こすこと。静岡国道事務所は、ベントナイト混合土による遮水層で要対策土を封じ込めるので、ヒ素やセレンが浸出することはないと説明した。我が党が以前に提出した要望書において、このような説明を鵜呑みにせず有害物質進出対策の科学的検証を求めていたが、残念ながら市はこのような検証を行なった様子はない。国交省の説明のみを安全の根拠として要対策土の埋立を了承した。

しかし、その後住民が起こした差し止め請求のやりとりの中で、雨水等の排水処理の不備を裁判所が認め追加の工事を行うこととなった。さらに、直近の８月には、埋め立て工事中に雨水が防水シートの間から侵入し、ヒ素とセレンが溶け出すという初歩的な事故まで起きた。市や地元町内会への連絡は２か月も過ぎたあとである。当初の国の説明そのままの、市当局の安全説は崩れさった。これは、工事の中止を求めるべき重大案件である。

　第二に、本来クリーンセンター附帯施設として住民の福利厚生増進のために建設されるべき施設が、地域活性化の名を隠れ蓑にして住民要望とかけ離れた道の駅とされること。そもそも、地元仮宿町内会からは余熱を利用した温浴施設やプールといったものを中心とした多目的施設が要望されている。付録程度の防災機能を付けて道の駅を附帯施設とし住民に押し付けるのではなく、住民要望に誠実に答えていくべきである。

第三に、財政問題がある。付近の通過車両は少ない。需要調査もなく、特色ある産物もなく、道の駅の経営が成り立つ基盤がまったくない。仮宿道の駅は国交省が建設するが、その後の運営は藤枝市が担うのであって、赤字になれば他の二つの道の駅と同様に市の財政上の負担となっていく。この点の検証が先ず必要で、施設の建設ばかり先行させ道の駅はつくるべきではない。

120　コストから環境優先への意識転換を

国道１号４車線化事業では、潮トンネルに続いて、時ケ谷トンネルや原トンネルと続く。こちらでも、有害重金属問題が起きる公算が強い。開発優先の時代は終わった。大地を掘れば、このような問題が起きてくることがわかってきた現在、環境優先への意識転換と抜本的な対策が必要である。

　土壌汚染対策法による処理施設は、県内には島田市の神座興産㈱の管理型埋立処理施設しかないが、愛知県、神奈川県の無害化処理施設を含め、最も合理的な処理、対策を検討されたい。

121　「きすみれ」　種の保全を

高草山に自生するスミレ科の多年草「きすみれ」は、地域から愛されて社会福祉協議会が入っている建物の愛称になっているが、近年、絶滅が危惧されている。絶滅が危惧される種の保全は自治体の基本的な役割であることから、民間とも共同してこの種の保全に市として取り組むことを求めたい

《教育委員会関係》

122　教育現場での人権尊重　ブラック校則撤廃、性的マイノリティへの配慮を

　服装や落ち物など学校生活に関する細かいルールは、子どもたちに息苦しさを感じさせ自分で考える力を奪う。「なになにらしさ」など主観に左右される概念を前提とする校則や指導ではなく、楽しく快適な学校生活を送るために何が必要か自分たちで考えていく取り組みが必要である。

123　多様な学び場の推進を

教育機会均等法が施行され、学校以外の多様な学びの場が広く認められるようになった。全国で自治体とＮＰＯなどの民間団体が連携してフリースペースや教育支援センターを運営し無料で利用できるようにする取り組みなども始まっている。こうした取り組みを広げるとともに、フリースクール等に通う子どもたちが費用の心配なく通えるように学校と同等に位置付けて公的支援を強化していくことが必要である。

124　少人数学級を

日本の教育費予算はOECD加盟国中最低レベルであり、諸外国では当たり前の少人数学級が実現しない。根本的に国が教師の増員を怠ってきたことに原因があるが、コロナ禍で密の回避が必要となった状況で図らずも少人数学級の有用性が広く国民に認識され、国もその方向に舵を切りつつある。教育日本一を標榜する本市であれば、独自講師の採用を広めるなどして先進的に30人以下の少人数学級を達成し、安全で安心な教育環境を整備すべきである。

125　行き届いた教育

小・中学校の学級数は増えているのに、教師数は充分なものとはいえない。市独自に講師を採用して、教師の負担軽減と教育の充実を図ること。また、相談員活用事業費を増額し、相談員を増やして、いじめや不登校などの対策をいっそう強めること。スクールソーシャルワーカーは、市独自にでも配置を続けること。

126　小中一貫教育

　小・中学校単独で運動会等実施できない瀬戸谷地区などは別として、全学区で敢えて一貫教育を進める理由が不明である。現状の小６－中３制度で「学べる力の育成のため」は実現できないのか。小学校、中学校それぞれの役割が果たせるようにすることこそ、住民自治に基づく教育のあり方であり、国の施設統廃合政策に基づく、小中一貫教育の推進は行うべきではない。

127　コミュニティスクール（学校運営協議会）

　全学区での設置を目指すコミュニティスクールは、地域と学校の円滑な行事運営等を設置の理由としているが、既に教育振興会、青少年健全育成会議、ＰＴＡなど様々な組織を通じ、地域と学校が協力体制を取っている。また、コミュニティスクールは、教職員の人事を含め校長が作成する学校の基本方針を承認する権限を法律で与えられている。年４回程度の会合で、学校外の委員の承認を受けなければならず、混乱をきたす恐れがある。設置の理由は明確でなく、取りやめること。

128　教員の多忙化解消

　安倍政権時成立した、公立学校の「１年単位の変形労働制」を導入するため、公立教員給与特別措置法の改定案により、「繁忙期」に１日１０時間労働まで可能とし、「閑散期」と合わせて平均１日当たり８時間におさめる制度となった。同改定案は、教員の異常な長時間労働を助長させ、多忙化に拍車をかけるものであり、教育現場から、また教育を支える市民の運動として、これを許さないたたかいが求められる。

多くの小中学校教師が、過労死ラインを超えた働き方をさせられている。定員を増やす権限は市にはないが、非常勤講師の処遇改善、部活動指導員の雇用などで負担を軽減することは可能である。

　また、膨大な数の学校あての文書には、教育と関係の薄いものも多くある。教育振興会など学校主催ではない行事の事務局負担や、各種研修の多さなど、教務以外での過度の負担を軽減することは、市教委段階で可能ではないだろうか。市としても多忙化解消に力を注ぐとともに、根本的な解決策である教員増を、国や県に対し強く要望していくこと。

129　就学援助のあり方

就学援助については、児童生徒全員の保護者から申請用紙を提出してもらい、受給対象者もれのないよう配慮すること。従来、生活保護基準の１．５倍の収入世帯に対し支給されていた準要保護者基準は、今後の生活保護基準の引き下げに関わらず、これまで同様の世帯に支給すること。

130　学校給食費の無償化を

　学校給食は、食材の生産や調理の過程を知り、みんなで同じものを食べることを通して学ぶ食育の場である。子どもの身体の成長を保障するセーフティネットでもある。かつて文部省(当時)は、国会で「教科書だけでなく学用品や、交通費、学校給食も無償にするのが理想｣と答弁した。子どもの権利である義務教育の一環として、また子育てを社会全体で支えるために無償化をすすめられたい。

131　学校給食とはどうあるべきか

学校給食は、その自治体が子どもをどう考えているかのバロメーターといえる。栄養とカロリーを満たしていれば良しとするのか、美味しさを追求するのか、自分の命がどのように支えられているか学ぶ食育の機会とするのか、食事とはその土地の文化そのものではないか。

（１）給食センターの統合ストップを

　市内の給食センターを現在の３カ所から２か所に統合する計画が進められている。子どもたちに何を食べさせるのかの十分な議論がないまま将来の1センター化も否定せず、コスト削減最優先となっている。給食調理業務は、小規模であるほど地場産品利用の面でも、食味の点でも優れている。文科省の調査では、現在自校方式の給食は公立小学校の４７・２％、中学校は２５・５％である。子どもたちによりよい給食を提供するためには自校方式又は小規模センター方式への転換を図ることが求められる。全国的に大規模センター化への流れが強まった時期もあったが、最近は食を重要視し自校式へ戻す動きも出ている。大規模化で本当によいのか将来を見据えて深く検討しなければ、本市の給食事業は今後数十年の遅れをとる。現計画にいったんストップをかけ再検討をすべきである。

（２）食育・地産地消・有機食材の推進

地産地消・有機食材の利用を増やしていくには現状はゆきづまっている。割高となる地元産のものを購入するための予算増、生産者との連携を構築できる職員の配置などテコ入れが必要である。調理場を増やして、一か所あたりの食数を減らすこと、栄養教諭・栄養職員の思い切った増員なしに食育・地産地消・有機食材の活用が難しいのは言うまでもない。

子どもたちの給食に本市の愛情を詰め込むために、現状の予算枠や、いかに予算を抑えるかというこれまでの考えを一新していただきたい。

132　図書館をまちづくりの基幹に位置づけること

図書館は市民にあらゆる情報と知識を提供する知る権利、学ぶ権利を保障する場所である。情報化社会となり紙媒体離れが進んでいるが、かえって図書館の役割の重要性は増している。玉石混交真偽のわからない情報が錯綜するなか、無償で信頼のおける本当に必要な知識の提供を市民に保障できるのは図書館だけである。

本を読む習慣は、自分の頭で考え行動できる人間を育て地域の活力の源となる。そして一見地味に見えるが、実は図書館は公共移設のなかで老若男女年齢にかかわらず市民の利用数が最も多い公共施設である。図書館を見ればそのまちの文化レベルがわかるといわれる。図書館の潜在能力を最大限に引き出し、まちづくりに大いに活用されたい。

（１）市民の知の拠点である図書館が真価を発揮するのは、市民の問題解決にあたるレファレンスである。このレファレンスを担うのが図書館司書である。優れた司書は、まちの問題を解決し、市民の命まで救う。現在、本市の図書館司書は全て低賃金で専門性は評価されず立場も不安定な会計年度任用職員である。市民の宝である図書館司書を正規雇用に改め、専門性と能力を十分に発揮できるよう育成していくことを求める。

（２）３館となった市立図書館の図書・資料購入予算が、6,500万円から2014年度4084万円と大幅に削られた。それ以降は、概ね3600万円程度で推移している。蔵書数は県下23市中17位と下位にあり、来年度さしあたり6500万円に戻すべきである。新たに購入する図書が、３館で１冊程度という現状を変えることを基本に、図書・資料の充実に努めること。

（３）「子ども図書館」を設置し、本好きの子どもを育てよう。乗り物や動物、楽しいお話を聞くことができ、大きな声を出してはしゃいでもよい子どものためのスペースが必要である。子どもや子連れでの利用が増えることは、周辺商店での消費を増やす効果も大きくいいことづくめである。

133　子どもたちの荷物が重すぎる、登下校の負担軽減を

登下校時に荷物が重すぎて子ども達から悲鳴があがっている。学用品や部活動の道具の設置場所を学内に確保すること、タブレットの家庭への持ち帰りは最低限にとどめ、荷物の多い月曜日は避けることなど最大限の工夫を求める。通学距離の長さや、体格など個人差が大きく一律に負担できるものではない。重い荷物は子どもたちに、体の痛み・姿勢の悪化・登校渋りなど深刻な影響をもたらしており、負担を軽くしなければならない。

134　オンライン学習　GIGAスクール構想

一人一台のタブレットが全小中学生に配布され、補助教材としての定着は進んだが、肝心の学力に対してどのような効果が上がっているだろうか。デジタル画面を見るより、紙のページをめくり指を使って字を書いた方が記憶に定着することが指摘されている。スマホやデジタル機器の使用が長時間になるほどテストの点が落ちることも報告されている。学力や意欲に対する効果の検証を行い、長時間の使用にならないよう注意する必要がある。

学校でも家庭でもデジタル画面を見る時間が増大し、視力の低下や外遊びの減少、体力の低下を招いている。利便性を生かしつつ、使用によるマイナス面を最小に抑えるよう改善に努められたい。重い機種で持ち運びに子どもたちが苦労しており、機種更新の際には重さにも配慮されたい。

電磁波による影響も心配される、諸外国では、子どもの被ばくを制限する動きが広がっている。使用しない時は電源を切ることで、被ばく量を減らし電気代も節約できる。朝から下校時まで、電磁波に曝されたままになることは極力避けるべきである。教室ごとの無線ＬＡＮのオンオフスイッチの設置を進められたい。

135　教育施設トイレでの生理用品の備え付けを

コロナ禍によって生理の貧困が明らかになった。妊娠出産を望むなら生理を避けることは出来ない。生理無くしては社会は存続しないが、生理の負担は圧倒的に女性に懸かっている。生理用品等にかかる費用は、生涯で40万から100万円と試算されている。生涯賃金が男性の半分という女性が個人で負担するには経済的にも重いものであり、生理を妊娠出産と同じように社会で支えていくべきという認識が社会で広まっている。

地区交流センターでの試験設置を歓迎するが、さらに教育施設での設置を求める。教員など第三者からではなく、生理用品を使用する当時者である子どもたちの声を聞くことが大切である。

136　学校、体育館に多目的トイレの設置を

性的マイノリティーが、幼少時から困難を抱えていることが明らかになっている。学校が、子どもたちにとってより安心できる場所となるよう、性別を分けない多目的トイレの設置をすすめられたいる。体育館や運動場にも避難所等の機能を果たすためにも必要である。

《病院事業関係》

137　公立病院の基本点について。

　新型コロナウイルスの流行によって、改めて急性期病院の重要性が広く認識された。市立病院は志太医療圏内で唯一、中等症以上の入院患者を受け入れ、命の砦として機能してきた。しかしながら、国はその教訓に何も学ばず、更に急性期病床を削減する適正化計画を進めようとしている。

　さらに、5類によって、病院収益自体も大きく減ることになりダブルパンチに見舞われている。スタッフの献身的な努力にも限界がある。困難の最大の原因は、国の医療費削減路線にあるが、市民に信頼される病院として病床数を維持し、中核病院として機能するよう引き続き最大限支援されたい。

138　外来待合の椅子の改善について

外来待合の患者用椅子（３人連結型）の改善方を提起してきたがそのままの状態である。

患者の体に悪影響を及ぼすと思われる椅子の問題を、医療施設である病院が放置しておくのはいかがなものか。積極的な検討を進められたい。

139　紹介状のない患者への対応

紹介状のない患者の診療拒否については、依然として非難や怒りの声が聞かれる。紹介状のない患者に対しては、受付での丁寧な説明と、親切な対処が重要かと思われる。よく検討されたい。

紹介状を持たず来院した新規患者に対し7000円（税別）を徴収する特別初診料制度は、当初の説明であった医師の疲弊防止につながる効果が証明されたのか。国主導とはいえ、病院次第で徴収しなくてもよいとされており、ことさら市民に制度を宣伝し、患者の受け入れを制限する姿勢はやめるべきである。

また、かかりつけ医を持つことは、患者自身の問題だと理解されるような取り組みが重要だと思われる。この視点を含めた、様々な取り組みを進めるようにされたい。

140　支払い誓約書

医療費の支払の際、後日医療費が確定する患者や、民間保険の手続き持ち合わせの不足などで数日後に医療費を支払う患者に対し、個人情報の照会するなど威圧感のある文言を並べた「支払い誓約書」を書かせることは、公立病院という立場からも、道義的にも大きな問題である。支払い能力に不安があるならば、市民を疑いの目で見るのではなく相談や支援を進めるべきである。市民が経済状況にかかわらず安心して医療が受けられうように図られたい。

141　無理な転・退院への留意

厚労省は2016年度診療報酬改定で、「平均在院日数短縮」による診療報酬アップや「退院支援の強化」などで、患者追い出しの方向を強めている。無理な転・退院とならないよう、相談業務部門のいっそうの充実（職員増員を含む）を図られたい。

142　さらなる病床削減に対して

　菅政権は、高度急性期、急性期病床を今後20万床削減することを決め、それを実施した病院に対しては、消費税増税分を財源とした補助金制度まで創設した。

　新自由主義の下、これまで続けてきた医療費、医師、病床、保健所削減路線が、今回の医療崩壊を招いた反省も何もなく、更に進めようとしている。

　本病院は、こうした路線に迎合せず、地域住民を守る立場で病床の確保を進めること。

143　出前講座のすすめ

引き続き、病院が積極的に地域や住民の中に出かけていく姿勢を強めていただきたい。

病院の積極的な取り組みを期待する。

144　医事業務委託の見直し

現在の医事業務委託内容は、医事業務だけでなく外来受付事務から相談業務など広範囲に及び、委託料も年額3億円余と多額になっている。

患者給食業務を委託から直営に戻した今、医事業務委託についても、直営に戻すことの検討を始めてはどうか。消費税と事業者利益分で20%ほどの経費削減になるはずであり、積極的に検討していただきたい。

145　駐車場問題対策

足の悪い人や重病患者、また高齢者にとって、階段を上がり降りしたり、長い距離を歩かなければならないことは、大変な負担である。そこで、立体駐車場にエレベーターを設置する検討を進められたい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上